

小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例（平成20年小牧市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置された自転車等に対する措置)

第3条 条例第9条第1項の指導は、放置されている自転車等に注意札（様式第1）を取り付けることにより行うものとし、当該注意札を取り付けた日から起算して7日を経過してもなお当該自転車等が移動されない場合は、当該自転車等に警告札（様式第2）を取り付けることにより行うものとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める期間は、前項の警告札を取り付けた日から起算して7日間とする。ただし、緊急の場合その他市長が必要と認める場合は、この期間を短縮することができる。

(保管した自転車等に対する措置)

第4条 条例第10条第2項の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 撤去した場所
- (2) 撤去した年月日
- (3) 保管する期間
- (4) 保管及び返還を行う場所
- (5) 返還を受ける方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第10条第1項の規定により保管した自転車等（以下「保管自転車等」という。）を利用者等に返還するため、当該保管自転車等が放置されていた場所又はその周辺に当該保管自転車等を保管している旨を表示するとともに、速やかに自転車等保管台帳（様式第3）を作成するものとする。

3 市長は、保管自転車等について、防犯登録等により利用者等を確認することができたときは、速やかに保管自転車等引取通知書（様式第4）

により当該保管自転車等を引き取るように当該利用者等へ通知するものとする。

(返還の手続)

第5条 保管自転車等の利用者等は、当該保管自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該利用者等は、当該保管自転車等の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

(保管期間)

第6条 条例第10条第3項の規則で定める期間は、同条第2項の規定による告示の日から起算して2月とする。

(自転車等の廃棄等の処分)

第7条 条例第10条第3項及び第4項の廃棄等の処分は、廃棄、売却、再利用等の方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

注 意

自転車等利用の方へ

あなたの 自転車・原動機付自転車 がこの場所に放置されていることにより多くの方が迷惑していますので、速やかに移動させてください。

後日、移動状況を調査し、移動されていない場合は、小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例第 9 条の規定に基づき市が撤去する場合があります。

年 月 日

放置場所

付近

小牧市

- 備考 1 注意札の大きさは、縦 12 センチメートル、横 6 センチメートルとする。
- 2 地色は白色、文字は黒色及び赤色とする。
- 3 裏面は、必要に応じて啓発文等を記載する。

様式第 2（第 3 条関係）

警 告

自転車等利用の方へ

あなたの 自転車・原動機付自転車 がこの場所に放置されていることにより多くの方が迷惑しています。

日間を超えて放置してある場合は、小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例第 9 条の規定に基づき撤去します。

年 月 日

放置場所

付近

小牧市

- 備考
- 1 警告札の大きさは、縦 12 センチメートル、横 6 センチメートルとする。
 - 2 地色は赤色、文字は黒色とする。
 - 3 裏面は、必要に応じて啓発文等を記載する。

様式第3（第4条関係）

自転車等保管台帳

撤去年月日		年 月 日		整理番号				
放置場所		小牧市						
自転車等の特徴	種類	自転車		原動機付自転車				
	防犯登録番号			標識番号				
	車体番号							
	色		鍵		色		鍵	
	メーカー			メーカー				
	状態	良好・普通・不良・機能喪失						
	その他の特徴							
	住所・氏名等	住所						
利用者調査	盗難届	有・無	警察照会年月日	年	月	日		
	確認者		回答年月日	年	月	日		
保管	保管告示年月日	年	月	日				
	保管期限	年	月	日				
返還事務	返還通知年月日	年	月	日				
	返還年月日	年	月	日				
	受取人	住所						
		氏名			電話			
確認手段	引取通知書・免許証・保険証・身分証明書・学生証・その他（ ）							
処分	告示年月日	年	月	日	処分年月日	年	月	日
	処分方法							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 4 (第 4 条関係)

整理番号

保管自転車等引取通知書

年 月 日

様

小牧市長

印

あなたが所有していると思われる 自転車・原動機付自転車 は、小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例第 9 条及び第 10 条の規定に基づき撤去し、保管していますので、至急引取りに来てください。

なお、保管期限を過ぎても引取りのない場合は、処分します。

- 1 引取場所
- 2 引取りのできる日時
- 3 保管期限
- 4 引取りのときに持参いただくもの
 - (1) 引取通知書 (本状)
 - (2) 印鑑 (認印)
 - (3) 身分を証明できるもの (免許証、保険証、学生証等)
 - (4) 自転車等の鍵
- 5 連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 5 (第 5 条関係)

(表)

放置自転車等返還申請書

年 月 日

(あて先) 小牧市長

申請者 住所
氏名
電話
所有者との関係 本人 家族 その他 ()

下記の自転車等の返還を申請します。

記

整理番号	※ 引取通知書をお持ちの方は記入してください。
所有者	※ 申請者が所有者本人でない場合に記入してください。 住所 氏名 電話 - -
車種	自転車 原動機付自転車
特徴	裏面のとおり

受 取 書

年 月 日

(あて先) 小牧市長

上記の自転車等を確かに受け取りました。

氏名 ⑩

(裏)

※ 引取通知書をお持ちでない方は記入してください。

種 類		自 転 車	原動機付自転車
自 転 車 等 の 特 徴	メ ー カ ー		
	色		
	防 犯 登 録 標 識 番 号	防犯登録番号	標識番号 (ナンバープレート)
	住所・氏名の表示	有 無	有 無
	そ の 他	(上記以外の特徴、学校名のステッカー等)	

※ 以下記入しないでください。

身元確認区分	運転免許証 健康保険証 身分証明書 学生証 その他 ()
所有者確認区分	引取通知書 自転車等の鍵 その他 ()
返 還 年 月 日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。